

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0479-77-3925

事業所名 芝山町地域包括支援センター

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

月～金曜日(土日・祝日・12月29～1月3日を除く)

2 事業所の概要

(1)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの指定事業者番号及びサービス提供地域

事業者名	芝山町地域包括支援センター
所在地	千葉県山武郡芝山町小池992
介護保険指定事業者番号	1206500017
サービスを提供する地域	芝山町

(2)事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
所長（事務）	1		
管理者	1		
保健師等	3		総合相談、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる

(3)事業所の営業時間

月～金曜日 (土日・祝日・12月29日～1月3日を除く)	午前8時30分～午後5時15分
---------------------------------	-----------------

3 提供するサービスの内容

- (1)利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2)当該地域における複数の指定介護予防サービス等の事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3)提供されるサービスの目標、その達成時期、介護予防サービス等を提供するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画(以下「ケアプラン」という。)の原案を作成します。
- (4)ケアプランの原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の

対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

- (5) ケアプラン作成後においては、利用者及びその家族と継続的に連絡をとり、経過の把握に努めます。また、ケアプランの目標に沿ってサービス提供されるよう、指定介護予防サービス等の事業者との連絡調整を行います。
- (6) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じてケアプラン等変更の支援、認定区分変更申請の支援等、必要な対応をします。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書での申し出により、いつでも終了できます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者の要介護認定区分において、要介護1 以上となった場合
- ・基本チェックリストの実施において、非該当(自立)となった場合
- ・利用者が町外に転出した場合や死亡した場合
- ・利用者が介護保険施設等へ入所した場合

③ その他

利用者や家族等が事業者又は委託した事業所の職員に対して本契約を継続しがたい背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができるものとします。

5 利用料金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、利用者に対して必要な指示を行うこととします。

項目	単位	1単位あたりの単価	金額(月額)
介護予防支援費	442単位	10円	4,420円
ケアマネジメントA	442単位		4,420円
ケアマネジメントB	300単位		3,000円
初回加算	300単位		3,000円
委託連携加算	300単位		3,000円

6 高齢者虐待の防止

高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、高齢者虐待防止ための指針の整備や定期的な研修を実施します。

7 身体拘束等の適正化

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生又はまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備や定期的な研修等を実施します。

9 業務継続計画の策定等

感染症や自然災害の発生等において、利用者に対する業務の継続的な実施及び早期の再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従って定期的な研修の実施など必要な措置を講じます。

10 入院時における対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようにしてください。

11 サービス内容に関する苦情

当事業所の介護予防支援に関する相談・苦情及び、作成したケアプランに基づいて提供された介護予防サービスについての相談・苦情がある場合には、下記窓口までお申し出ください。

芝山町地域包括支援センター	
電話番号 0479-77-3925	平日 午前8時30分～午後5時15分
芝山町役場 福祉課 介護保険係	
電話番号 0479-77-3925	平日 午前8時30分～午後5時15分
千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理係	
電話番号 043-254-7428	平日 午前9時～午後5時

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して
契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】住 所 千葉県山武郡芝山町小池992
芝山町
芝山町地域包括支援センター
代表者 芝山町長 麻 生 孝 之

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要な事項の説明を受け、同意しました。

【利用者】氏 名 _____

(署名代行者)

氏 名 _____ (本人との関係:)